

# 木津川上流部の取組方針の改定について

---



# 木津川上流部 減災対策協議会を取り巻くこれまでの経緯

- 木津川上流部では平成28年6月に木津川上流部減災対策協議会を設立。その後、『**「水防災意識社会 再構築ビジョン」**』に基づく**木津川上流部の取組方針**』を策定、令和3年度に改定。
- 令和2年には、**淀川流域治水協議会木津川上流分会**が創設され、**分会**を本協議会へ統合した。
- 令和5年以降は、**流域治水の自分事化**、**流域治水プロジェクト2.0**への更新等が進められている。

## ■これまでの経緯

平成27年9月 関東・東北豪雨災害(鬼怒川の洪水氾濫)

### ■社会資本整備審議会答申(平成27年12月)

「**施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの**」へと意識を  
変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要がある。

平成27年12月 水防災意識社会再構築ビジョン 策定

**木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会 創設**  
(平成28年6月1日)

**『「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針」策定**  
(平成28年7月26日)

令和2年度までに達成すべき目標・概ね5年で実施する取組を設定

平成30年7月豪雨

令和元年10月 東日本台風

### ■社会資本整備審議会答申(令和2年7月)

近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、  
社会全体で洪水に備える**水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況**  
**の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、**  
防災・減災が主流となる社会を目指す。

**淀川流域治水協議会木津川上流分会 創設**  
(令和2年10月) ※木津川上流部減災対策協議会と統合(減災協規約改定)

**「淀川水系流域治水プロジェクト木津川分会」版 策定**  
(令和3年2月)

**『「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針」改定**  
(令和4年3月25日)

令和7年度までに達成すべき目標・概ね5年で実施する取組を設定

### ■「水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす総力戦の流域治水をめざして」提言(令和5年4月)

- 激甚化・頻発化する水災害から命を守り、被害を最小化するためには、住民や企業等が自らの水害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進していく必要がある。
- このため国土交通省では、令和5年4月に「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置

### ■流域治水プロジェクト2.0への更新を表明(令和5年8月)

- グリーンインフラや治水機能以外の多面的な機能も考慮する必要がある。
- 気候変動を踏まえた治水計画に見直すとともに、流域対策の目標を定め、あらゆる関係者による流域対策の充実を目的とし、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方向性を『流域治水プロジェクト2.0』として、全国109水系で順次更新し、流域関係者で共有

**「淀川水系流域治水プロジェクト2.0 木津川分会」版 策定**  
(令和6年3月)



# 取組方針の改定(案)

- 取組方針の改定は、各構成機関の取組状況(【観点①】)、全国的な流れ・住民意識(【観点②】)等を踏まえて実施する。
- 「流域治水の推進」も見据え、住民の主体的な行動に繋がるような取組方針として改定する。

## 【現行】 『水災害意識社会 再構築ビジョン』に基づく木津川上流部の取組方針【R4.3】

【今後5年間で達成すべき目標】 木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し

「逃がす」

「防ぐ」

「回復する」

ことにより減災する。

### 【観点①】 各構成機関の取組状況

- 人手・予算不足等を背景に、各機関で取組状況にバラツキが生じている。

(※担当者勉強会(R7.10)後依頼の取組アンケート結果より)

### 【観点②】 近年の全国的な水災害発生状況に伴う全国的な流れ・本地域の住民意識について

#### 【全国的な流れ】

- 「水防災意識社会再構築」に加え、「流域治水の推進」を行ううえで、住民が自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することが求められている。

#### 【本地域の住民意識】

- リスク認知に課題がある住民が約60%存在。一方、率先的に行動する住民も約15%程度いる。(R7.10 住民防災意識調査結果より)

## 【改定後】 『水災害意識社会 再構築ビジョン』に基づく木津川上流部の取組方針【R8.●】

【今後5年間で達成すべき目標】 木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し

「逃げる」

「防ぐ」

「回復する」

ことにより減災する。

※取組方針の改定にあたっては、上記の目標に向けて、協議会関係機関が課題や有効な取組について、共通認識を持って進めていけるような改定となることに留意する。

# 取組方針改定(案)の概要

- 取組方針は、大きく7つの項目で構成されている。
- 各項目における、改定の概要(案)と改定にあたり主として使用した観点を示す。

項目	[改定後] 改定(案)の概要	観点	
		①	②
1. はじめに	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和4年度以降の経緯として、「流域治水プロジェクト2.0」への更新(R6年)や住民が自ら行動する「自分事化」(R5年)の経緯を追記</li> <li>• 避難に関する取組名を「逃がす」⇒「逃げる」へ変更</li> <li>• 主な具体的な取組について、<b>住民防災意識調査結果を踏まえた有効な取組をもとに、具体的取組を明記</b></li> </ul>		●
2. 本協議会の構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 改定無し</li> </ul>		
3. 概要と主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難に関する取組名を「逃がす」⇒「逃げる」へ変更</li> <li>• 砂防堰堤の整備基数を110⇒119基に更新(時点更新)</li> </ul>		●
4. 現状の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 流域タイムラインの作成、個別避難計画の策定等の<b>令和4年度以降の取組状況</b>等をアンケート調査結果等をもとに更新</li> </ul>	●	●
5. 減災のための目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>• リスクを認識し<b>「自ら避難行動をとる住民を増やす」</b>観点を追加</li> </ul>		●
6. 概ね5年で実施する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>「4」で更新した内容をもとに改定</b></li> <li>• 完了した川上ダム建設の削除、まるごとまちごとハザードマップ等の記号整理</li> </ul>	●	●
7. フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 改定無し</li> </ul>		



# 【観点①】各構成機関の取組状況・アンケート調査結果

- 取組方針の改定にあたっては、まず観点①として、これまでの各機関の取組状況・課題や取組方針改定に関するアンケート調査結果を反映している。
- 観点①によって改定される箇所は主に取組方針の目次4、6である。

## ■観点①として 改定時考慮した要素

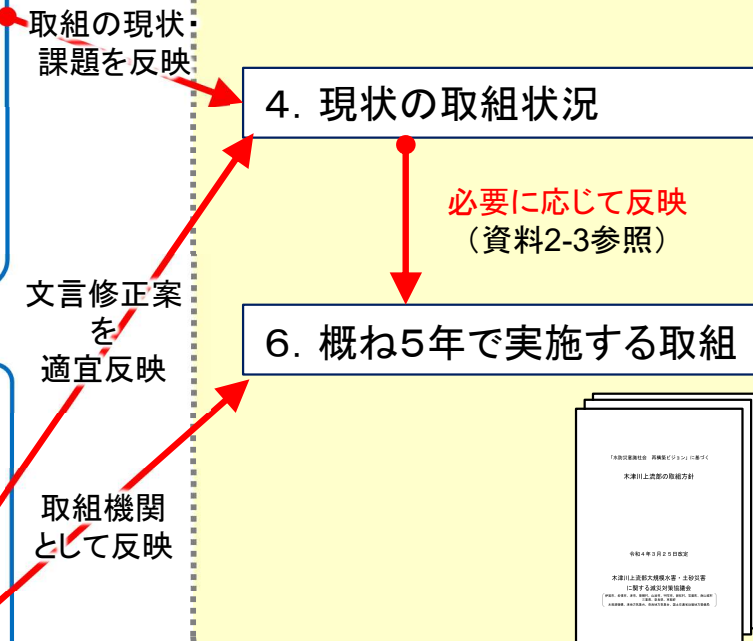
●これまでの各機関の取組状況・課題(取組アンケート結果等を踏まえた)

No.	改定に関する要素	参考資料・ページ番号
①	令和7年度末時点の各構成機関取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>本資料 p.6~8</li> <li>資料2-3</li> </ul>
②	令和4年度以降、協議会として取り組んできた内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本資料 p.9~11</li> <li>資料2-3</li> </ul>
③	取組実施における各構成機関の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>本資料 p.12</li> <li>資料2-3</li> </ul>

●取組方針改定の内容に関する各機関へのアンケート調査結果

No.	改定に関する要素	参考資料・ページ番号
④	「4. 現状の取組状況」の修正に関するアンケート調査結果	資料2-3
⑤	令和8~12年度の取組意向アンケート調査結果	本資料 p.13~14

### 取組方針の目次(反映箇所)



※①、③、④、⑤については、担当者勉強会(R7/10/31)の際に各機関に調査依頼したもの

# 【観点①-①】令和7年度末時点の各構成機関取組状況

- 令和3年度～令和7年度における取組項目の取組状況について、各構成機関に対してフォローアップ調査を依頼。
- 進捗率の高い取組項目もある一方、進捗率の低い取組項目もあり、進捗状況にばらつきが出ている。

具体的な取組の柱	取組機関														進捗状況	
	三重・京都圏域ブロック				奈良圏域ブロック				府県		国		水災関係機関			
事項	津市	名張市	伊賀市	笠置町	宇陀市	山添村	菅原村	御杖村	三重県	京都府	奈良県	気象台	近畿地整	水災関係機関	進捗状況	
1. ハード対策の主な取組																
①洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項 <b>79%</b>																
河川整備計画に基づく河川改修の実施	P	-	-	-	-	○	-	-	●	-	●	-	-	●	-	75%
河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）	P	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	-	-	●	-	100%
川上ダム等の建設及び管理	P	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	100%
ダム等の洪水調節機能の向上・確保（ダム管理区間における浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討、事前放流の実施、ダム再生の検討・ダム湖の堆砂除去）	P	-	-	○	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	50%
河川管理施設、砂防施設の長寿命化	O	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	●	●	67%
②危機管理型ハード対策に関する事項 <b>100%</b>																
堤防天端の保護	Q	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	●	-	実施済み
裏法尻の補強	Q	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	●	-	実施済み
本川と支川の合流部等の対策（堤防決壊が発生した場合に人名被害が生じる恐れのある区間において堤防強化対策を実施）	Q	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	実施済み
③内水対策に関する事項 <b>50%</b>																
雨水排水施設や雨水管きょ・下水管きょを活用した内水排除等の整備	R	-	-	-	-	●	○	-	-	-	-	-	-	-	-	50%
④避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 <b>33%</b>																
円滑かつ迅速な避難に資する施設のハード整備	E	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	100%
排水施設の整備及び耐水化、庁舎の耐水対策	O	○	-	-	-	○	○	○	●	-	△	-	-	-	-	20%
⑤流出抑制に関する事項（洪水、土砂、流木） <b>73%</b>																
調整池の整備（田んぼダムの整備、ため池の治水利用）	S	-	●	●	-	-	●	○	-	○	-	-	-	-	-	60%
森林の整備・保全	S	-	●	-	●	-	-	○	●	●	△	-	-	-	-	83%
2. ソフト対策の主な取組（①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組）																
①情報伝達、避難計画等に関する事項 <b>65%</b>																
避難勧告に着目したタイムラインを策定（あわせて県～市間のホットラインを構築）	B	-	●	●	●	●	○	●	●	●	△	△	△	-	●	実施済み
わかりやすい洪水予報文の改良と運用	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	実施済み
避難所における感染症対策	B	-	●	●	○	●	○	○	-	-	-	-	-	-	-	50%
避難情報の発令基準の見直し	B	-	-	●	○	●	○	-	-	●	-	△	△	-	-	67%
多機関連携型タイムラインの拡充（公共交通機関も参画したタイムライン策定）	B	-	◆	-	○	-	●	○	○	-	-	△	△	-	●	33%

具体的な取組の柱	取組機関														進捗状況	
	三重・京都圏域ブロック				奈良圏域ブロック				府県		国		水災関係機関			
事項	津市	名張市	伊賀市	笠置町	宇陀市	山添村	菅原村	御杖村	三重県	京都府	奈良県	気象台	近畿地整	水災関係機関	進捗状況	
②平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項 <b>69%</b>																
想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等危険想定区域図の策定・公表（水害リスク情報の空白域の解消）	A	-	-	-	-	-	-	●	-	-	●	●	-	-	-	100%
洪水ハザードマップの策定・周知	D	-	●	●	○	●	●	-	-	-	●	-	-	-	●	88%
内水ハザードマップの策定・周知	D	-	●	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	29%
小中学校における水災害教育を実施	G	-	●	●	△	○	●	○	-	-	●	●	-	●	△	80%
要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進	F	-	●	●	●	-	●	●	-	●	●	-	△	●	-	100%
避難行動要支援者の避難支援体制の整備	F	-	●	●	○	●	○	○	-	-	-	●	△	-	-	56%
ダムの防災操作や放流連絡体制の周知（地域住民へ避難の必要性やダム警報局スピーカーの周知）	E	-	-	○	○	●	○	-	-	-	-	-	-	-	●	50%
関係機関が連携した情報伝達訓練を実施	F	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	△	●	100%
住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進	G	-	●	○	○	○	○	-	-	△	-	-	-	●	-	44%
住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の予定等の共有	G	-	△	○	○	●	●	●	-	△	△	△	-	-	△	67%
防災リーダー育成の支援を実施	G	-	●	○	○	○	○	○	-	△	●	○	-	●	-	70%
まるとまちごとハザードマップを整備	E	-	◆	-	●	○	-	-	-	-	-	-	-	-	●	80%
避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所の確保（防災ステーション、防災拠点の整備）	D	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	●	33%
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 <b>93%</b>																
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を実施	E	-	-	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	●	●	実施済み
避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線の普及（無線のデジタル化等）	E	-	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	実施済み
避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等緊急放送をよりわかりやすく伝えるため、放送のあり方等の検討（危険度の色分け表示）	E	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	●	-	実施済み
避難場所並びに避難経路の指定更新及び周知	D	-	●	●	●	●	●	●	-	-	△	-	-	-	-	実施済み
降雨予測や避難情報の提供の強化、洪水予測や水位情報の提供の強化（危機管理型水位計や量水標等の設置、河川監視用カメラの配置、浸水や停電の恐れのある観測所において、浸水・停電対策を実施、ダム放流設備の耐水化）	E	-	-	-	-	○	○	●	-	●	●	●	-	-	●	82%

【取組状況】  
 ○：実施予定 ●：実施済み（継続実施含む） △：協力等 -：対象なし ◆：脱却  
 【令和7年度末 取組実施（予定含む）機関数に対する実施済み機関数】  
 ■：～20% ■：～40% ■：～60% ■：～80% ■：～100% ■：令和4年時点で実施済み  
 ※計算式：[●回答機関数] / [●回答機関数+○回答機関数]



# 【観点①-①】令和7年度末時点の各構成機関取組状況

具体的な取組の柱 事項	取組機関																進捗状況			
	三重・京都圏域ブロック			奈良圏域ブロック			府県		国			水資源機構								
	津市	名張市	伊賀市	笠置町	南城市	宇陀市	山添村	曾根村	御杖村	三重県	京都府	奈良県	気象台	近畿地整	淀川ダム	木津川ダム				
主な内容																				
<b>3. ソフト対策の主な取組 (②氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組)</b>																				
<b>①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項</b>																			<b>77%</b>	
水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	J	-	●	●	○	●	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67%
復旧・復興を支える人材や資機材の確保 (水防資機材等の配備)	N	-	●	-	-	●	●	○	-	-	△	-	-	●	-	-	-	-	-	83%
水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施	K	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%
毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施	K	-	●	●	○	△	-	○	-	-	○	△	△	-	●	-	△	-	-	57%
毎年、水防団や地域住民が参加し重要水防箇所等水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	H	-	-	●	●	●	△	○	○	-	-	●	△	△	-	●	-	●	-	78%
<b>4. ソフト対策の主な取組 (③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組)</b>																				
<b>①排水活動及び施設運用の強化に関する事項</b>																			<b>73%</b>	
氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画(案)を作成	L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	実施済み
排水ポンプ車自動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	L	-	-	●	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	●	-	-	-	-	100%
水災害のBCP(事業継続計画)を作成	I	-	○	●	●	-	●	○	○	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	57%
<b>②土地利用に関する事項</b>																				<b>0%</b>
浸水被害軽減地区の検討、災害危険区域の検討	M	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%
適切な土地利用の促進及び周知、土地利用誘導、災害危険区域の指定	M	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%
<b>5. 土砂災害に対するハード対策に関する取組</b>																				
<b>①防災施設の整備等</b>																			<b>57%</b>	
砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置	AE	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%
要配慮者利用施設、避難所の安全対策の強化	AE	-	-	-	-	○	○	-	○	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	25%
<b>6. 土砂災害に対するソフト対策に関する取組</b>																				
<b>①土砂災害防止法に基づく事項</b>																			<b>87%</b>	
基礎調査の実施	T	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%
基礎調査の公表	T	-	-	-	-	-	-	-	●	△	●	●	-	-	-	-	-	-	-	100%
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)および土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定	T	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%
地域防災計画への反映	U	-	●	●	●	○	●	●	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	実施済み
ハザードマップ作成	V	-	●	●	○	●	○	-	-	-	●	-	-	-	●	-	-	-	-	75%

具体的な取組の柱 事項	取組機関																進捗状況			
	三重・京都圏域ブロック			奈良圏域ブロック			府県		国			水資源機構								
	津市	名張市	伊賀市	笠置町	南城市	宇陀市	山添村	曾根村	御杖村	三重県	京都府	奈良県	気象台	近畿地整	淀川ダム	木津川ダム				
主な内容																				
<b>②土砂災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項</b>																				<b>76%</b>
避難情報の発令基準の見直し	X	-	-	●	●	●	○	●	●	△	-	△	-	-	-	-	-	-	-	86%
タイムラインの作成	W	-	●	-	●	●	○	●	●	△	-	△	△	△	-	-	-	-	-	86%
避難情報を対象者へ確実に届けるための災害情報の充実と整理(災害予測手法・システムの整備、警戒レベルや危険度分布の表示等)	Y	-	-	-	○	●	●	○	-	○	●	-	●	●	-	-	-	-	-	67%
土砂災害の教育、土砂災害対策事業の啓発活動の実施	AA	-	●	△	●	●	●	●	○	●	-	●	△	●	-	-	●	-	-	91%
地区防災計画(自治会単位)の作成	Z	-	●	△	●	○	○	○	○	●	-	-	△	-	-	-	-	-	-	43%
<b>③土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取組に関する事項</b>																				<b>69%</b>
毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を実施	AB	-	-	△	●	○	○	○	○	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	33%
避難訓練(広域、自治会単位)の実施	AC	-	●	△	●	●	●	●	●	-	-	△	△	△	-	-	-	-	-	100%
<b>④一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取組に関する事項</b>																				<b>57%</b>
土砂災害に対するBCP(事業継続計画)を作成	AD	-	○	△	●	●	○	○	○	●	-	-	△	-	-	-	-	-	-	57%
<b>7. 複合災害に対するソフト対策：逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 など</b>																				
<b>①複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項</b>																			<b>69%</b>	
複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等を対象とした取組を推進	AF	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	△
土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所などについて検討及び情報共有	AF	-	-	-	-	●	-	○	○	●	-	●	-	△	-	-	-	-	●	-
砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効果的な対策を実施すべき箇所について検討	AF	-	-	-	-	-	-	○	○	●	-	●	-	-	-	-	-	-	●	-

【取組状況】  
○：実施予定 ●：実施済み(継続実施含む) △：協力等 -：対象なし ◆：脱却  
【令和7年度末 取組実施(予定含む) 機関数に対する実施済み機関数】  
■：～20% ■：～40% ■：～60% ■：～80% ■：～100% ■：令和4年時点で実施済み  
※計算式：[●回答機関数] / [●回答機関数+○回答機関数]



# 【観点①-①】令和7年度末時点の各構成機関取組状況

- 要配慮者利用施設での避難訓練は、令和3年の水防法により実施結果を市町村長に報告することが義務化となった法的根拠がある取組。
- 先述の取組アンケートでは、「要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進」の進捗状況は100%となっているが、実際に訓練を実施できている施設数は一部市町村で停滞している可能性がある。

## ■ 訓練が法的に義務化された経緯

平成28年8月

台風10号で岩手県岩泉町の高齢者グループホームの入所者9人が犠牲に



出典：日本経済新聞 2016年8月31日掲載

要配慮者利用施設の  
避難確保計画の作成・避難訓練の実施 義務化

令和2年7月

避難確保計画を作成していたにもかかわらず豪雨により高齢者施設で14名の方が犠牲に



出典：シルバー産業新聞 2020年9月1日掲載

要配慮者利用施設の市町村長への避難訓練結果の報告が義務化  
(R3.7改正水防法や改正土砂災害防止法による)  
※市長村長は避難確保計画や避難訓練結果について、  
必要な助言・勧告ができる

## ■ 木津川上流部での訓練実施状況

木津川上流部の各市町村における  
要配慮者利用施設数、計画作成数、避難訓練実施数(洪水)

※国土交通省による集計

法的に義務化されているため、  
100%に近づける必要あり

	施設数	計画策定数 (令和7年9月30日現在)		避難訓練実施数 (令和7年3月31日現在)	
		(施設数)	(%)	(施設数)	(%)
伊賀市	29	20	69%	2	7%
名張市	30	28	93%	1	3%
津市	310	306	99%	111	36%
曾爾村	0	-	-	-	-
山添村	1	1	100%	1	100%
宇陀市	16	14	88%	14	88%
御杖村	0	-	-	-	-
笠置町	0	-	-	-	-
南山城村	0	-	-	-	-

要配慮者利用施設数に対する計画策定数または避難訓練実施数(%)

■ : ~20%   ■ : ~40%   ■ : ~60%   ■ : ~80%   ■ : ~100%



# 【観点①-②】令和4年度以降協議会として取り組んできた内容

・木津川上流部では、住民に水害リスクを認知していただき、水害リスクの自分事化を進めるため、木津川上流河川事務所が支援しながら、まるごとまちごとハザードマップの整備を進めている。

## ■まるごとまちごとハザードマップとは

自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる情報を標示する取組。

### ■H26.3.31 伊賀市 鍵屋の辻 (R6.12.20更新)



### ■R4.3.1 伊賀市 伊賀鉄道 新居駅 (伊賀を守る上野遊水地)



### ■R7.1.29 笠置町 笠置保育所



現在、南山城村と調整中



# 【観点①-②】令和4年度以降協議会として取り組んできた内容

・木津川上流河川事務所は、継続的に管内に位置する市町村と連携してマイ・タイムライン講習会を実施している。

## ■対策事例 【淀川水系(木津川上流分会)流域治水プロジェクト :木津川上流河川事務所、伊賀市】 課題対応: R9-15、R9-27

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 1. マイ・タイムラインの作成
  - ①マイ・タイムライン作成支援のワークショップの開催
- 2. 防災リーダー育成の支援を実施
  - ②防災リーダー育成の支援を実施

『伊賀市においてマイ・タイムライン講習会を実施』

**【開催概要】**

日 時:令和8年2月7日(土)  
 場 所:伊賀市ゆめぼりすセンター2階大会議室  
 参加者:伊賀市住民 35名  
 講 師:気象キャスター 親見麗菜氏  
 (流域治水アンバサダー、気象予報士、防災士)  
 気象キャスター 土井邦裕氏  
 (流域治水アンバサダー、気象予報士、防災士)

内 容:①「伊賀市防災・情報アプリ」の登録案内について  
 ②最近の気象災害と情報について  
 ③マイ・タイムライン作成講習



実施主体 担当部署	木津川上流河川事務所 伊賀市	R7年度 進捗状況:○
--------------	-------------------	----------------

**取組概要**  
 近年の水害傾向や地域の特徴など知識を得ながら、自分自身の家族構成や生活環境にあわせた、オリジナルの「マイ・タイムライン」の作り方や地域に広めるためのポイントなどを確認することを目的として講習会を開催。

**取組内容の工夫点・課題・留意点**  
 国土交通省は「流域治水」の情報発信を狙い、テレビやラジオに出演する気象キャスター35人を「流域治水アンバサダー」に委嘱しており、今回、その中から講師をしていただいた。講習会の合間には、キャスターとの会話を楽しめる参加者も複数見られた。

**取組による効果**  
 「マイ・タイムライン」をつくっておくことで自分の住んでいる地域の災害リスクや避難所の場所を把握することができ、防災力の向上に繋がる。

**活用可能な制度等**  
 特になし

・木津川上流部減災対策協議会では、令和5年度に流域タイムラインを構築している。

## 流域タイムラインとは

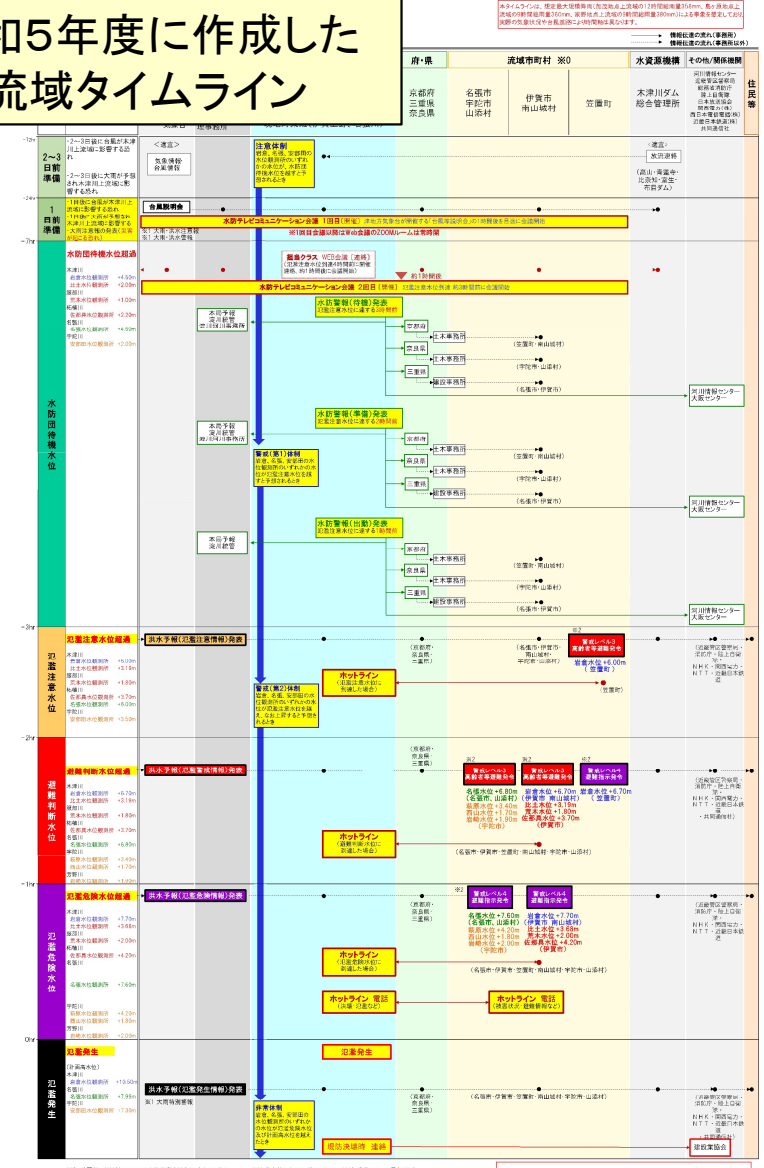
○流域タイムラインは、**河川事務所等**が、その管理する河川の流域を対象に、**河川・気象情報を基に発表する洪水予報など、自らの基本的な防災行動を確認するとともに、災害後の振り返りに用いることを目的とするもの**

## 流域タイムラインの作成・活用の推進について：事務連絡(R4.3.17)

○災害対策基本法第36条第1項の規定により定めた**国土交通省防災業務計画(令和3年10月)**において、「**避難情報に着目した水害タイムラインを複数市区町村を対象とした流域タイムラインに見直す**」とされた

○流域タイムラインと市町タイムライン、世帯や地区ごとに作成されるタイムラインなどが、**階層的かつ相互に連携し、作成・活用されることが重要**

## 令和5年度に作成した流域タイムライン



※1 図表資料、詳細については国土交通省防災業務計画(令和3年10月)を参照してください。 ※2 なお、河川団体の洪水予報の発表は関係機関にて実施。



# 【観点①-③】取組実施における各構成機関の課題

- 令和7年度の取組状況を聞いた取組アンケート(R7.10担当者勉強会後に実施)では、実施上の課題として、人員不足・財源不足・関係機関との調整によるものが挙げられている。
- 課題の解決のため、新たな取組項目の追加や担当者勉強会の実施により、複数機関や防災リーダー等との連携を推進する。

取組項目名	課題の分類	取組上の課題	構成機関名
住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進 等	人手不足	会計年度任用職員を採用し、土日開催の地域の防災訓練支援を実施しているが、人材確保に苦慮している。	宇陀市
洪水ハザードマップの策定・周知	人手不足	地域団体が自前での訓練実施訓練支援員の確保	
ハザードマップの防災教育への活用	人手不足	訓練支援員の確保	
土砂災害ハザードマップ作成	財源不足	作成、周知などへの経費に課題(宇陀市には1800もの指定箇所があり、2次調査が開始されたこともあって、毎年数十カ所の土砂災害警戒区域などが更新されている。毎年更新し、マップを作成、周知することは、経費的に厳しい。)	
河川整備計画に基づく河川改修の実施(のうち、堰改築)	関係者との調整	各水利組合から事業協力が得られていなかったが、令和6年度に協力が得られたため、令和8年度から着手予定。	三重県・伊賀建設事務所
ダムの防災操作や放流連絡体制の周知(地域住民へ避難の必要性やダム警報局スピーカーの周知)	関係者との調整	R7年度は、実防災等に対応により洪水対応演習が2回延期となったため、地元との日程が合わず、住民参加型訓練ができなかった。R8以降も継続して取り組む。	木津川ダム総合管理所



①

取組項目  
新規追加

複数機関や防災リーダーが連携し、住民に向けた防災啓発活動の実施

②

新規取組

担当者勉強会にて、構成機関の間で課題・好事例の共有



※本資料p.19参照

※資料3 p.2参照

# 【観点①-⑤】各構成機関の取組状況・アンケート調査結果

令和8年度以降の各取組項目に対する取組機関は、各機関の取組意向アンケートをもとに記載している。

具体的な取組の柱 事項	課題の整理記号	取組機関																			
		三重・京都圏域ブロック					奈良圏域ブロック				府県			国			水資源機構				
主な内容		津市	名張市	伊賀市	笠置町	南山城村	宇陀市	山添村	曾爾村	御杖村	三重県	京都府	奈良県	徳島県	奈良地方気象台	奈良地方気象事務所	淀川ダム統合管理事務所	木津川上流河川事務所	紀伊山系砂防事務所	総合管理所	木津川ダム
<b>1. ハード対策の主な取組</b>																					
<b>①洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項</b>																					
河川整備計画に基づく河川改修の実施	P	-	-	-	-	-	☆	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
河道内根木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）	P	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
ダム等の洪水調節機能の向上・確保（ダム管理区間における浸没等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討、事前放流の実施、ダム再生の検討・ダム湖の堆砂除去）	P	-	-	-	☆	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
河川管理施設、砂防施設の長寿命化	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	☆	-	-	-	-	○	○	-	-	-
<b>②危機管理型ハード対策に関する事項</b>																					
堤防天端の保護	Q	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	レ
護法浜の補強	Q	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	レ
本川と支川の合流部等の対策（堤防決壊が発生した場合に人名被害が生じる恐れのある区間において堤防強化対策を実施）	Q	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>③内水対策に関する事項</b>																					
雨水排水施設や雨水きょ・下水きょを活用した内水排除等の整備	R	-	-	-	-	-	○	☆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>④避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b>																					
円滑かつ迅速な避難に資する施設のハード整備	E	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
排水施設の整備及び耐水化、庁舎の耐水対策	O	-	☆	-	-	-	☆	☆	☆	☆	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>⑤流出抑制に関する事項（洪水、土砂、流木）</b>																					
調整池の整備（田んぼダムの整備、ため池の治水利用）	S	-	○	○	-	-	☆	○	☆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
森林の整備・保全	S	-	○	-	○	-	○	☆	○	○	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
<b>2. ソフト対策の主な取組（①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組）</b>																					
<b>①情報伝達、避難計画等に関する事項</b>																					
避難勧告に着目したタイムラインを策定（あわせて県～市間のホットラインを構築）	B	レ	○	○	○	○	○	☆	○	○	-	-	△	△	△	-	-	-	-	-	-
わかりやすい洪水予報文の改良と運用	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	レ
避難所における感染症対策	B	レ	レ	○	☆	○	○	☆	☆	☆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
避難情報の発表基準の見直し	B	レ	-	○	☆	○	○	☆	-	-	-	-	-	△	△	-	-	-	-	-	-
多機関連携型タイムラインの拡充（公共交通機関も参加したタイムライン策定）	B	-	◆	-	☆	-	○	☆	☆	-	-	-	-	△	△	-	-	-	-	-	○

具体的な取組の柱 事項	課題の整理記号	取組機関																			
		三重・京都圏域ブロック					奈良圏域ブロック				府県			国			水資源機構				
主な内容		津市	名張市	伊賀市	笠置町	南山城村	宇陀市	山添村	曾爾村	御杖村	三重県	京都府	奈良県	徳島県	奈良地方気象台	奈良地方気象事務所	淀川ダム統合管理事務所	木津川上流河川事務所	紀伊山系砂防事務所	総合管理所	木津川ダム
<b>②平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項</b>																					
想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等危険想定区域図の策定・公表（水害リスク情報の空白域の解消）	A	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	レ	-	-	-	-	-	-	-	-
洪水ハザードマップの策定・周知	D	レ	○	○	○	☆	○	☆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	レ	-	-	-
内水ハザードマップの策定・周知	D	-	-	レ	☆	☆	○	☆	☆	☆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小中学校における水災害教育を実施	G	○	○	○	△	☆	○	○	☆	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	△
要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進	F	○	○	○	○	-	○	☆	○	-	○	-	-	△	○	△	-	-	-	-	-
避難行動要支援者の避難支援体制の整備	F	○	○	○	○	☆	○	☆	☆	☆	-	-	-	○	△	-	-	-	-	-	-
ダムの防災操作や放流連絡体制の周知（地域住民へ避難の必要性やダム警報局スピーカーの周知）	E	-	-	○	☆	☆	○	☆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
関係機関が連携した情報伝達訓練を実施	F	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	○	-	△
住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進	G	○	レ	○	☆	☆	○	☆	☆	☆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の予定等の共有	G	○	-	△	☆	☆	○	○	○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	-	-	△
防災リーダー育成の支援を実施	G	○	-	○	☆	☆	○	☆	○	-	-	-	-	△	○	-	-	-	-	-	○
まるとまごちハザードマップを整備	E	-	◆	-	○	○	○	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○
避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所の確保（防災ステーション、防災拠点の整備）	D	-	-	-	-	-	☆	☆	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	レ
<b>③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</b>																					
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支えるため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信を実施	E	-	-	-	-	-	-	レ	-	-	-	-	-	-	☆	○	○	○	-	-	-
避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災無線の普及（無線のデジタル化等）	E	レ	レ	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等	E	○	-	○	○	○	○	☆	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
緊急放送よりわかりやすく伝えるため、放送のあり方等の検討（危険度の色分け表示）	E	レ	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
避難場所並びに避難経路の指定更新及び周知	D	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
降雨予測や避難情報の提供の強化、洪水予測や水位情報の提供の強化（危機管理型水位計や量水機等の設置、河川監視カメラの配置） （危機管理型水位計や量水機等の設置、河川監視カメラの配置） 浸水や停電の恐れのある観測所において、浸水・停電対策を実施、ダム放流設備の耐水化）	E	-	-	-	○	-	☆	☆	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○

- ☆：実施予定 = R8以降新たに実施する予定の取組
- ：継続実施 = R8以前から実施しており、今後も継続していく取組(例:防災教育、水防訓練、広報活動など)
- ◎：拡大実施 = R8以前から実施しており、今後も範囲を拡大して実施していく取組(例:まるとまごちハザードマップなど)
- △：協力 = 他機関が主体となる取組を補助・協力する取組
- レ：実施完了 = 実施が完了した取組
- ：対象外 = 実施対象外の取組
- ◆：脱却 = 実施予定だったが、今後実施する見込みがなくなった取組



- 令和2年7月の「流域治水への転換」に関する答申を踏まえ、同年10月に淀川流域治水協議会木津川上流分会が創設された。なお、規約改定と共に、本分会は木津川上流部減災対策協議会の中に統合された。
- 令和6年3月には「淀川水系流域治水プロジェクト2.0木津川分会」を策定し、取組を進めている。

## 淀川水系流域治水プロジェクト2.0 木津川上流分会【位置図】 ～淀川の水と緑が組み合う流域治水対策～

**○木津川上流域では、近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、以下の取り組みを一層推進していくものとし、国管理区間においては、気候変動の影響等を踏まえ、これまでの目標洪水の降雨量1.1倍以上とした洪水を安全に流下させることを目指す。**

**■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**  
**【洪水氾濫対策】**  
 ・河川掘削・拡幅、築堤、橋梁架替、堰改築  
 川上ダム、上野遊水地、バイパス水路、掘削残土受入地の確保推進  
**【内水氾濫対策】**  
 ・下水道(雨水)管渠等の排水施設整備、内水排水ポンプ整備、雨水公共下水道事業の整備  
**【土砂災害対策】**  
 ・砂防堰堤、溪流保全工の整備、地すべり対策  
**【流水の貯留機能の拡大】**  
 ・利水ダム等10ダムにおける事前放流等の実施、効果的な事前放流や統合操作の実施(予測精度向上や施設改良)、河川改修に伴うダム運用改善、ダム再生の調査・検討、ダム湖の堆砂除去  
**【流域の雨水貯留機能の向上】**  
 ・調整池の整備、田んぼ・ため池等の治水活用  
 ・森林の整備・保全、治山 等

**■ 被害対象を減少させるための対策**  
**【水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫】**  
 ・土地利用誘導(災害危険区域の指定など)  
 ・災害危険区域や建築制限の指定を受けた区域の整備(立地適正化計画策定事業など) 等  
**【まちづくりでの活用を視野にした土地の水災害リスク情報の充実】**  
 ・水害リスクマップの作成

**■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**  
**【土地の水災害リスク情報の充実】**  
 ・地形改変等のあった箇所基礎調査、水害リスク空白域の解消  
**【あらゆる機会を活用した水災害リスク情報の提供】**  
 ・防災教育の実施、水害履歴の情報発信  
 ・ポータルサイトにおける水害リスク情報の充実  
**【避難体制等の強化】**  
 ・避難指示に着目したタイムラインの策定・マイ・タイムラインの作成  
 ・避難情報に着目した複数市町村を対象とした流域タイムラインの作成  
 ・広域避難計画の策定・多機関連携型タイムラインの拡充  
 ・ハザードマップの改良・周知・活用・まるごとまちごとハザードマップの整備  
 ・内水ハザードマップの策定・システム等による危険度情報の発信  
 ・避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備・関係機関が連携した実動水防訓練の実施  
 ・要配慮者利用施設における避難計画の策定及び避難訓練の促進・避難支援対策の整備  
 ・水防団や地域住民が参加する水害リスクの高い箇所共同点検  
 ・水防活動の担い手となる水防団員や水防協力団体の募集・指定の促進  
**【関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化】**  
 ・排水施設情報の共有・排水手法等の検討、大規模水害を想定した排水計画の作成、排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備、排水計画に基づく排水訓練の実施、水防拠点の検討 等

**凡例**

- 堤防整備
- 堤防整備(拡充)
- 河川掘削(拡充)
- 河川掘削(拡充)
- ダム事業
- 砂防事業

↑ 大臣管理区間

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

**凡例**

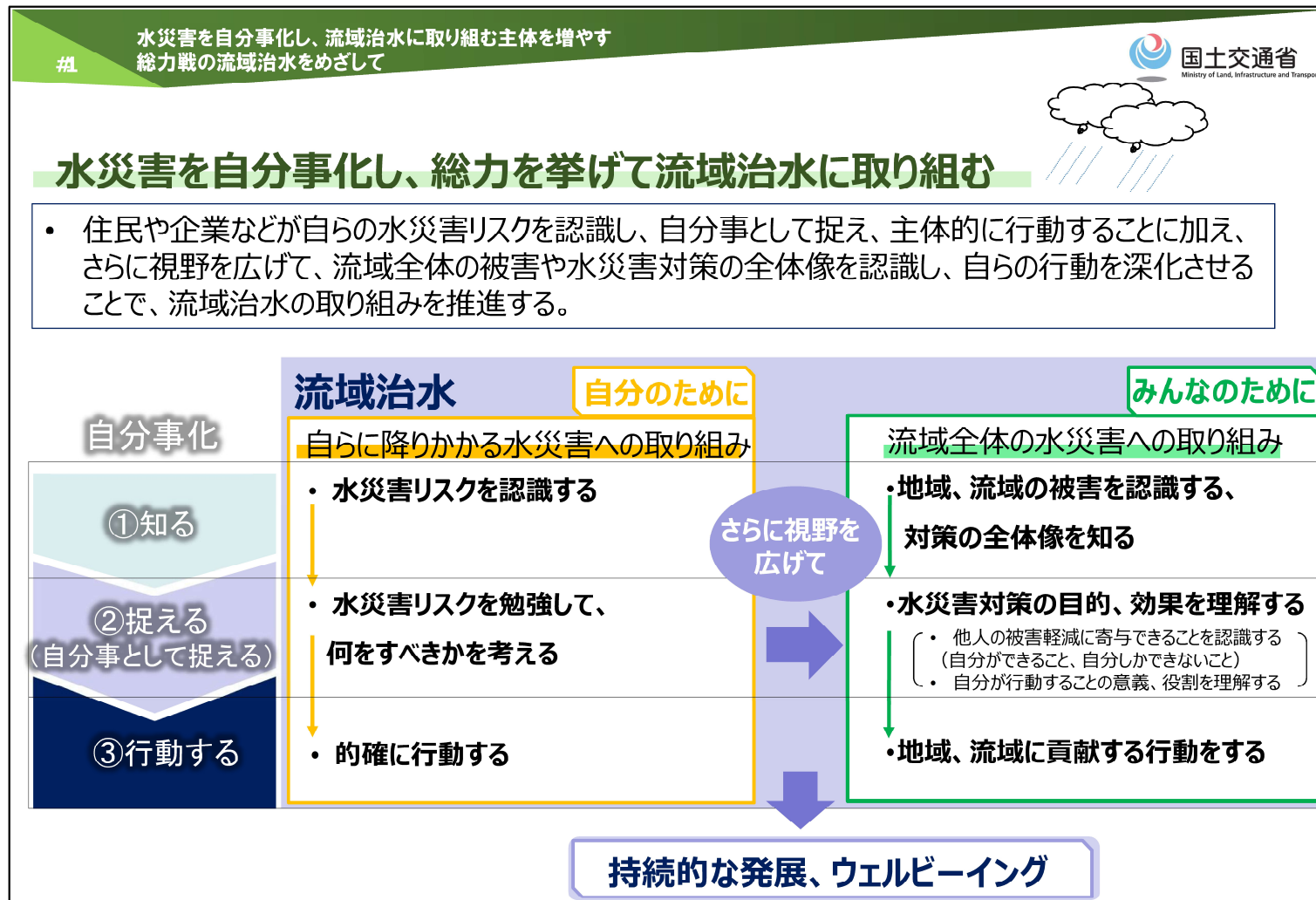
- 高流域(1/10)
- 中高流域(1/20)
- 中流域(1/50)
- 中低流域(1/100)
- 低流域(1/150)
- 想定最大規模

**凡例**

- 赤字:対象機関変更あり
- 青字:メニュー名変更あり

3

- 令和5年4月には、国土交通省にて「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置し、普及施策の体系化と行動計画をとりまとめている。
- 流域治水の推進にあたっては、「知る」→「捉える(自分事として捉える)」→「行動する」という段階において、「自分のために」から「みんなのために」とさらに視野を広げていくことが必要とされている。





# 【観点②】 住民防災意識調査の結果

- 令和7年10月に木津川上流部に居住する住民に対し実施したアンケートでは、住民の防災意識レベル（フェイズ）の到達度合いを評価するため、5つのフェイズ区分の概念を軸に評価項目（質問）を設定した。
- 回答者をフェイズ分類した結果、水害リスクの認知に課題があるPhase1（約50%）・Phase2（約10%）に分類される住民が6割弱を占める一方、率先避難者が約15%存在する。

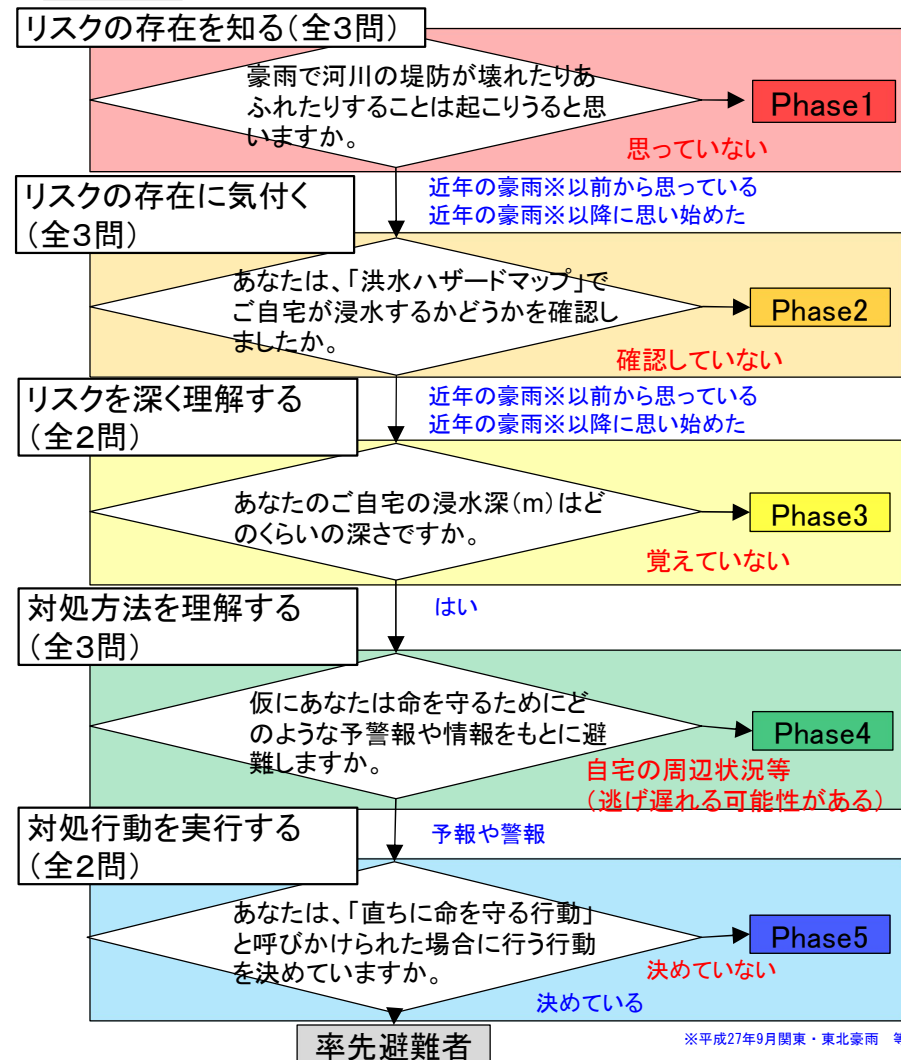


参考）住民の防災意識水準に応じた教育プログラム策定手法に関する研究

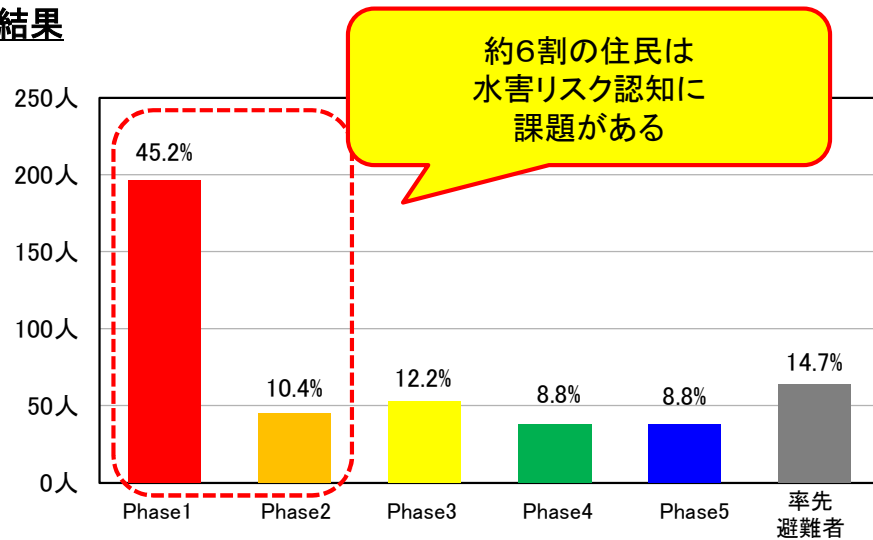
## ■実施概要

項目	内容
実施期間	令和7年10月10日～令和7年10月20日
対象市町（）内サンプル数	伊賀市(156)、名張市(100)、宇陀市(64)、津市(100) 他エリア: 南山城村、笠置町、山添村、曾爾村(14)
サンプル	434サンプル(信頼度95%、精度5%)
調査方法	・Webアンケート (防災に興味がない場合にも回答してもらえらるため、リスクの存在に気づいていない住民の回答を得ることができる)

## ■質問例



## ■結果





# 【観点②】 住民防災意識調査の結果

- 住民防災意識調査の結果を見ると、木津川上流域は「率先避難者」が約1割強程度存在する一方で、「Phase1」が最も多い。
- この状況を踏まえ、本取組方針が目指す「水防災意識社会再構築」の実現や、「流域治水の自分事化」に向けては、下記に示す「現時点のPhase分類をもとにした有効な取組」を推進していくことが重要と考えられる。

## 現時点のPhase分類をもとにした有効な取組

### ①Phase1に向けて

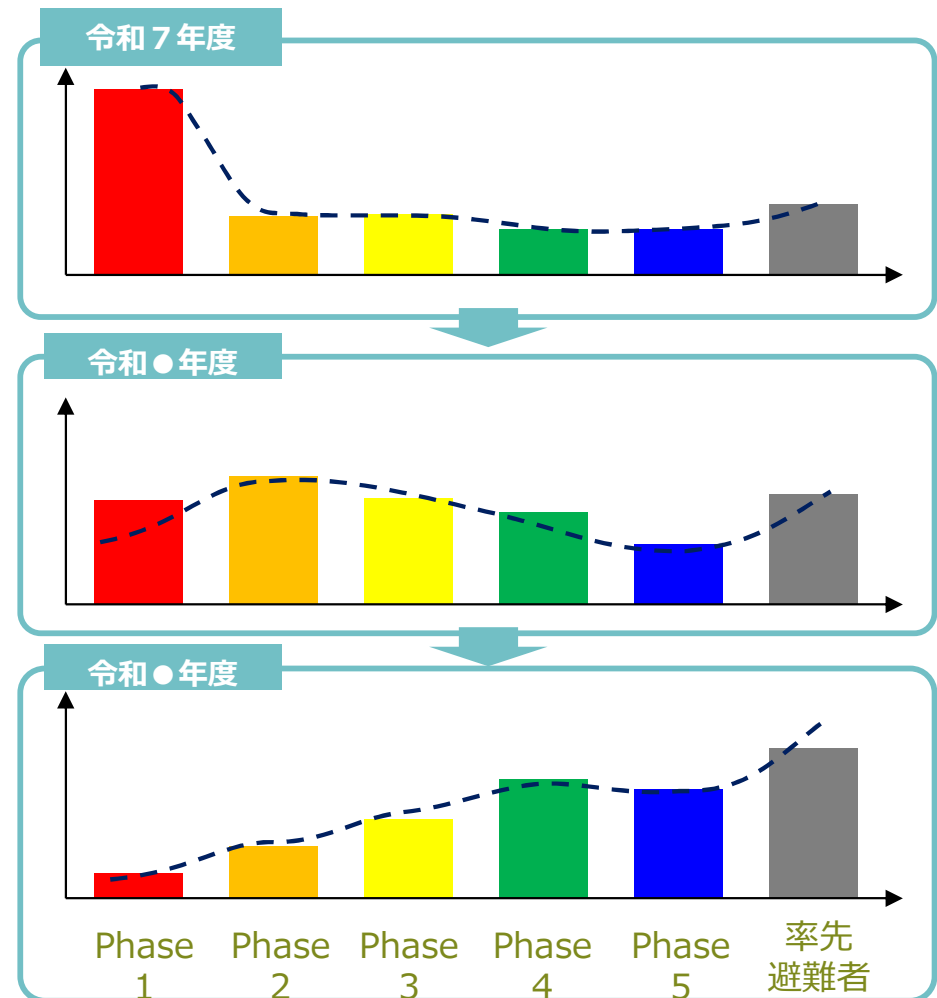
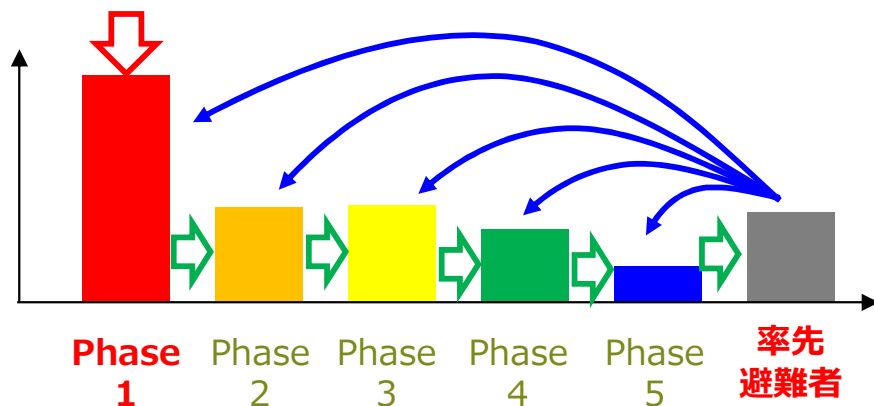
- リスクを認知できていない方に向けて自らのリスクを認知していただくような取組

### ②各Phaseに向けて

- 各Phaseの人がワンランクアップを行えるような取組

### ③率先避難者に向けて

- 約20%の率先避難者が旗振り役となり、全体のPhaseを引き上げるような取組



Phase分類の経年変化イメージ



# 【観点②】 住民防災意識調査の結果

- 住民防災意識調査結果から見えた課題、各構成機関の取組状況(バラツキがある)等を踏まえると、先述の「有効な取組」に協議会として注力して取り組んでいく必要がある。
- そこで、左下表の取組項目を協議会として注力していくものとし、「はじめに」の部分に具体的な取組内容を記載する。

## ■ 現状の防災意識を踏まえ、協議会として注力していく取組項目 (案)

観点	取組項目名
①住民のリスク認知を高める取組	○まるごとまちごとハザードマップを整備
②各phaseの住民が継続的にワンランクアップを狙える取組	○小中学校における水災害教育を実施 ○土砂災害の教育、土砂災害対策事業の啓発活動の実施 ○住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進 ○要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進
③率先避難者が旗振り役となり、全体のPhaseを引き上げるような取組	○複数機関や防災リーダーが連携し、住民に向けた防災啓発活動の実施(新規追加)

## ■ [改定後] 取組方針への記載 (1.はじめに)

・ソフト対策では、下記の取組等を展開することにより、各家庭の取組から関係機関(協議会)までが「水防災意識社会の再構築」に向けた減災対策を醸成する。

- 「逃げる」取組：住民の主体的な避難を促すべく、住民の防災意識・知識の向上を図る
- ・水害リスクの認識をより多くの住民に広げる取組  
    まるごとまちごとハザードマップの実施 など
  - ・防災に関する補助教材やハザードマップを活用し、リスクを自分事と捉え行動する住民を増やす取組  
    学校などを対象とした出前講座の実施  
    マイタイムラインの作成支援  
    要配慮者利用施設における訓練の促進 など  
    ※防災リーダーや関係機関が連携し実施できると良い
  - ・避難情報が対象者に着実に届くような体制づくりの取組  
    降雨予測や避難情報・水位情報の提供強化 など
  - ・避難のための時間を十分に確保した避難指示等の発令を可能とする取組  
    タイムラインの更新・訓練などを協議会構成員全体で連携して実施など

「防ぐ」取組：水防団や消防団、自主防災組織等の協力・連携強化のため、市町村を越えた広域水防訓練の検討等。

「回復する」取組：氾濫水の迅速な排水に向けた、大規模水害を想定した排水訓練の実施など。  
災害時にも行政事務機能を継続的に実施するため、庁舎の耐水対策化や事業継続計画の作成など。



- 取組方針改定に向けたスケジュールは下記とする。

4月16日

- 減災対策協議会 合同幹事会

各構成機関において、取組方針の改定内容について確認  
必要に応じて修正

本日

4月27日

- 減災対策協議会 協議会
- 取組方針の改定案を提示

協議会で挙げられた意見等をもとに  
取組方針の改定内容について合意

協議会  
以降

- 取組方針の改定版を、HP上で公開する。